

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

ロシアのウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土を侵害し、多数の民間人を含む人々の命を奪っている。また、原子力発電所への攻撃は、大規模な環境災害を招きかねないものである。

このような武力による行為は、国際連合憲章に違反し、国際社会の秩序を根幹から揺るがすものであり、断じて容認することはできない。

ここに壬生町議会は、ロシアに対し、ウクライナへの武力による侵攻を直ちに中止し、完全撤退することを強く求める。

また、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めると共に、国際社会と連携したロシアへの制裁措置を徹底し、国際平和に向け行動する日本政府を支持するものである。

以上、決議する。

令和4年3月14日

壬 生 町 議 会